

清水町健康づくり応援事業協力企業等基準

平成 28 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、清水町健康づくり応援事業協力企業等を承認する基準を定めるものであり、協力企業等の承認の可否は、この基準に基づき行うものとする。

(協力企業等全般に関する基本的な考え方)

第 2 条 清水町健康づくり応援事業協力企業等は、社会的に信用の高い企業等ではないため、それにふさわしい信用と信頼を持つものでなければならない。

(登録条件等)

第 3 条

- (1) 清水町及び隣接する市町（沼津市・三島市・長泉町）に事業所又は店舗を持つ企業であること。
- (2) 協力企業等が自主的に実施した健（検）診普及・啓発活動に係る費用については、協力企業等の負担とすること。
- (3) 協力企業等が作成する企業案内、商品案内等に許可なく清水町の名称等を掲載しないこと。
- (4) 協力企業等が独自で作成する健（検）診普及・啓発に関するもの等については、町と事前に協議すること。
- (5) 町は協力企業等の商品等を斡旋するものではなく、商品販売については一切関与しないこと。
- (6) 協力企業等として承認後に不適切な活動等があった場合は、承認の取り消しをする場合もあること。

(事業者等の制限)

第 4 条 次の各号に掲げる事業者等は協力企業等と認めないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で、風俗営業と規定される業種及び風俗営業に類似する業種を営むもの
- (2) 消費者金融を営むもの
- (3) ギャンブルに係る業種を営むもの

- (4) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種及び事業者
- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (6) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中のもの
- (7) 法令に違反しているもの
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
(個別の基準)

第5条 この基準に規定するもののほか、企業等の性質に応じて、個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。